



環盛第33号 - 2

令和5年5月26日

一般社団法人 静岡県建設業協会 会長 様

くらし・環境部環境局盛土対策課長

### 盛土規制法の施行について

令和3年に本県熱海市で大規模な土石流災害が発生したことや危険な盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在すること等を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法、「宅地造成等規制法」を法律名及び目的も含めて抜本的に改正）が令和5年5月26日に施行されました。

盛土規制法の施行により、都道府県知事等は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定することになり、規制区域の指定後、規制区域内の盛土等は、盛土規制法による規制を受けることとなります。

本県においては、今年度から、規制区域の指定のための基礎調査を進めてまいります。適宜、情報提供等行っていきますので、御理解の程よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 基礎調査及び規制区域の指定について

- 都道府県（政令市又は中核市の区域については、当該政令市又は中核市）は、規制区域を指定するために必要な基礎調査として、地形、地質等の状況に関する調査を行うこととされています（盛土規制法第4条）。
- 都道府県知事（政令市又は中核市の区域については、当該政令市又は中核市の長）が大臣が定める基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、規制区域を指定することとされています。指定に当たっては、関係市町村長へ意見聴取をすることとされています（盛土規制法第10条、第26条）。
- 盛土規制法の施行後、知事により規制区域が指定された後（静岡市又は

浜松市の区域にあつては、それぞれ静岡市長又は浜松市長により規制区域が指定された後)に、盛土規制法による規制が開始されることとなります。

- ・ 盛土規制法の施行の日(令和5年5月26日)から起算して2年を経過する日までの間は、改正前の宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域内の工事等の規制に関する経過措置が講じられていることを踏まえ、令和7年5月までを期限として、可能な限り速やかに規制区域の指定ができるよう、基礎調査を進めていきます。
- ・ 規制区域の指定するときは、インターネットの利用等の方法により公示をすることとなります(盛土規制法第10条第4項、第26条第4項)。規制区域の指定は、盛土規制法の厳しい規制を伴うことから、十分な周知期間を確保していきます。

## 2. 静岡県盛土等の規制に関する条例について

- ・ 静岡県盛土等の規制に関する条例(令和4年静岡県条例第20号。以下「県盛土条例」という。)については、規制区域の指定後の盛土規制法による規制を見据え、盛土規制法との整合を図るための改正を検討していきます。
- ・ なお、盛土規制法の施行により県盛土条例の規制が当然になくなるものではないことを申し添えます。

担当 盛土規制班

電話 054-221-2264